

文京区公式 Instagram 運用ポリシー

2025 文企広第 762 号令和7年 6 月23日部長決定

1 目的

本ポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドライン(23 文企広第 872 号)に基づき、文京区(以下「区」という。)が開設する Instagram 公式アカウント(以下「区公式アカウント」という。)の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 基本ポリシー

区公式アカウントは、ソーシャルメディアを利用して区が作成した画像や動画を発信することを通じ、区の取組、イベント等の魅力を広く周知することを基本ポリシーとする。

3 アカウントのユーザーネーム

@bunkyo_official

4 運用方法

(1) 運用者

企画政策部広報戦略課の職員

(2) 肖像権への対応

区公式アカウントで公開した画像及び動画の被撮影者から当該画像及び動画について非公開を希望する申出があった場合は、速やかに当該画像及び動画の削除などの対応に努める。

(3) アカウント運用者の明示

区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、区公式アカウントのURLを区ホームページに明示する。

(4) 他の Instagram アカウントへのコメント等

区公式アカウントでは情報発信のみを行うものとし、原則として区以外のアカウントへのコメント(投稿及びダイレクトメッセージに対する返信を含む。)は行わない。また、区公式アカウントに対するコメントは投稿できないものとする。

(5) 他の Instagram アカウントの「いいね!」機能

区公式アカウントでは、情報発信に必要とされる機能のみを使用し、原則として区以外のアカウントに関する「いいね!」機能は使用しない。

5 禁止行為

利用者が区公式アカウントにコメントを投稿する場合、下記の事項に該当する行為を禁ずる。禁止行為をした、またはするおそれがあると運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。

- ア 法令等に違反し、またはそのおそれがあるもの
- イ 個人、団体等を誹謗、中傷若しくは差別するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 政治及び宗教活動を目的とするもの
- エ 思想、信条等を表現するもの
- オ 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- カ 区又は第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的財産権その他の権利利益を侵害するもの
- キ 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるもの
- ク 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えい等を行うことにより、プライバシーを侵害するもの
- ケ 有害なプログラム等を含むもの又は含むと思われるもの
- コ その他区が不適切であると判断した情報

6 知的財産権等

- (1) 区公式アカウントに掲載する個々の情報（写真、文章等をいう。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、区に帰属する。
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 30 条に規定する私的使用のための複製、同法 32 条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、区公式アカウントに掲載する個々の情報は、無断で使用することはできない。

7 免責事項

- (1) 区公式アカウントの利用に関して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った被害又は利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った被害については、区は一切の責任を負わない。
- (2) 区公式アカウントによる投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性・完全性・有用性について保証はしない。
- (3) 区公式アカウントによる内容や運用方針は予告なく変更することがある。

8 留意事項

本ポリシーは、事前の予告なく変更する場合がある。